

官報

号外

昭和二十七年六月十三日

第十三回 参議院會議録第五十一号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午前
十時四十五分開議

議事日程 第五十号

昭和二十七年六月十三日

午前十時開議

第一 旅行あつ、旋業法案(石村幸
作君外六名発議) (委員長報告)

第二 海上警備隊の職員給与等
に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付) (委員長報告)

第三 宗教教化教材機具の物品税
免除に関する諸願 (委員長報告)

第四 労務用加配酒存続に関する
諸願 (委員長報告)

第五 労務用特種酒存続に関する
諸願(二件) (委員長報告)

第六 労務加配酒存続に関する諸
願 (委員長報告)

第七 銀行従業員給与に対する大
蔵省の干渉、統制排除の諸願
(二件) (委員長報告)

第八 在外資産の調査に関する諸
願 (委員長報告)

第九 農業協同組合に対する課税
減免の諸願 (委員長報告)

第一〇 文化財保護法による指定

国宝等の物品税廃止に関する諸
願 (委員長報告)

第一 織物消費税廃止に伴う特
別措置の諸願 (委員長報告)

第二 石炭手当に対する所得税
免除の陳情 (委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨十一日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員 山田 佐一君

上條 愛一君

人事委員 草葉 隆圓君

大蔵委員 赤松 常子君

文部委員 加納 金助君

農林委員 森田 豊壽君

北村 一男君

同 白波瀬米吉君

同 草葉 隆圓君

同 安井 謙君

同 中川 幸平君

同 高橋進太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 内閣委員 草葉 隆圓君

同 赤松 常子君

同 加納 金助君

同 森田 豊壽君

同 北村 一男君

同 白波瀬米吉君

同 草葉 隆圓君

同 安井 謙君

同 中川 幸平君

同 高橋進太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同 内閣委員 草葉 隆圓君

同 赤松 常子君

人事委員 北村 一男君

大蔵委員 上條 愛一君

文部委員 白波瀬米吉君

農林委員 山田 佐一君

同 加納 金助君

同 森田 豊壽君

同 中川 幸平君

同 高橋進太郎君

同日議長から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを建設委員会に付
託した。

同 公営住宅法の一部を改正する法律案
(田中一君外八名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を大蔵委員会に付託した。

同 連合国財産の返還等に関する政令等
の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を衆議院
に送付した。

同 自転車競技法等の一部を改正する法
律案(境野清雄君外五十七名発議)

同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

同 栄養改善法案

同日修正議決した衆議院送付の左の内
閣提出案は、即日これを衆議院に回付
した。

同 地方税法の一部を改正する法律案

同日議長において採択することを議決
した安全保障條約に伴う横須賀駐留地
域決定に関する諸願外四十九件の諸願
および行政協定の裁判管轄問題に関す
る陳情外十六件の陳情は各々意見書を
附し、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

同 外国軍用艦船等に関する檢疫法特例
案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同 造船法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同 公共土木施設災害復旧事業費国庫負
担法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 国際連合の特権及び免除に関する国
際連合と日本国との間の協定の締結
について承認を求めの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同 千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関する
国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日に

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号 會議 議事日程追加の件 運輸審議会委員の任命に関する件 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件 議事日程追加の件 北海道開発審議会委員の選挙 旅行あつ、旋業法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案 農林委員会に付託

一昨十一日委員長から左の報告書を出した。 大蔵委員会請願審査報告書第三号同 特別報告第三号

大蔵委員会陳情審査報告書第三号同 特別報告第三号 昨十二日委員長から左の報告書を出した。

旅行あつ、旋業法案可決報告書 海上警備隊の職員の給与等に関する法律案可決報告書

外資に関する法律の一部を改正する法律案修正議決報告書 同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

農業共済基金法案 道路交通取締法の一部を改正する法律案 同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

道路交通事業抵当法案 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業共済基金法 道路交通取締法の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、同院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一昨十一日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省銀行局長 高橋 俊英君 資金運用部長 同日内閣総理大臣から、大蔵省銀行局長 資金運用部長 高橋俊英君を第十三回国政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日内閣総理大臣から、農林政務次官 小川原政信君を第十三回国政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日内閣総理大臣から、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

省設置法第九條の規定により、木村隆規君、三村令二郎君を運輸審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とするに御異議ございませんか。

その他の旅行に関するサービスを提供すること。

三 前号に掲げるものの外、対価を得て、他人の経営する運送機関若しくは宿泊施設を利用して、日本人若しくは外国人を運送し若しくは宿泊させ、又はこれらの行為に附随してその他の旅行に関するサービスを提供すること。

2 この法律で「旅行あつた旋業」とは、旅行あつた旋業を行つた事業をいふ。

3 この法律で「一般旅行あつた旋業」とは、外国人又は外国人及び日本人を対象とする旅行あつた旋業をいふ。

4 この法律で「邦人旅行あつた旋業」とは、日本人を対象とする旅行あつた旋業をいふ。

(登録)

第三條 一般旅行あつた旋業又は邦人旅行あつた旋業を営もうとする者は、運輸大臣の行つた登録を受けなければならない。但し、鉄道、軌道、索道若しくは無軌道電車による運輸事業、旅客を運送する一般自動車運送事業、定期航路事業又は航空事業の免許又は特許を受けた者が日本人を対象として前條第一項第二号の行為を行つた事業を営む場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第四條 前條の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 一般旅行あつた旋業又は邦人旅行あつた旋業の別

二 営業所又は代理店の名称及び位置

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 申請者の氏名又は名称及び住所

五 法人である場合においては、その役員の名及び住所

2 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五條 運輸大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、左に掲げる事項を旅行あつた旋業者登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を登録の申請者に通知し、且つ、告示しなければならない。

(登録の拒否)

第六條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各号の一に該当する場合に、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九條の規定により旅行あつた旋業の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過していない者

二 三年の懲役又は禁錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがな

かつた日から二年を経過していない者

三 登録の申請前二年間に旅行あつた旋業に不正な行為をした者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号の一に該当する者があるもの

七 一般旅行あつた旋業の登録にあつては、申請者又はその使用人その他の従業者が外国人を対象とする旅行あつた旋業に關し相當の経験又は能力を有しないもの

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(営業保証金)

第七條 旅行あつた旋業の登録を受けようとする者(以下「旅行あつた旋業者」といふ)は、営業保証金を供託しなければならない。

2 旅行あつた旋業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入の記載ある供託書の写を添付して、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 旅行あつた旋業者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

4 運輸大臣は、旅行あつた旋業の登録をした場合において、登録の告

示をした日から四十日以内に旅行あつた旋業者が第二項の届出をしないときは、当該旅行あつた旋業の登録を取り消すことができる。

(変更登録の申請)

第八條 旅行あつた旋業者は、第四條第一項第二号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨の変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

2 第五條及び第六條の規定は、前項の規定による変更の登録の申請があつた場合に準用する。

(営業保証金の額等)

第九條 第七條第一項の規定による営業保証金の額は、一般旅行あつた旋業の登録を受けた者(以下「一般旅行あつた旋業者」といふ)の主たる営業所につき二十万円、その他の営業所につき五万円、邦人旅行あつた旋業の登録を受けた者(以下「邦人旅行あつた旋業者」といふ)の主たる営業所につき五万円、その他の営業所につき二万円の割合による金額の合計とする。但し、その額は、一般旅行あつた旋業者については五十万円、邦人旅行あつた旋業者については二十万円をそれぞれこえないものとする。

2 第七條第一項の規定による営業保証金は、運輸省令で定めるところにより、国債証券をもつて、これに充てることができる。

3 第七條第一項の規定による営業保証金の供託は、運輸大臣の指定する供託所にこれをしなければならない。

(営業所新設の場合の営業保証金)

第十條 旅行あつた旋業者は、事業の開始後、新たに営業所を設置したときは、当該営業所につき前條第一項本文に規定する割合の金額の営業保証金を供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の総額が、その者が一般旅行あつた旋業者である場合において五十万円をこえ、又はその者が邦人旅行あつた旋業者である場合において二十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2 第七條第二項から第四項まで並びに前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により供託をする場合に準用する。

(代理店)

第十一條 前二條及び第二十一條の規定の適用については、旅行あつた旋業者の代理店は、営業所とみなす。

(料金)

第十二條 旅行あつた旋業を営む者は、運輸省令で定めるところにより、旅行あつた旋業の料金を定め、その実施前に運輸大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 運輸大臣は、前項の料金が左の各号の一に該当すると認めるときは、旅行あつた旋業を営む者に対し、その変更を命ずることができ

る。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをこえるものであるとき。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。
(不正行為の禁止)

第十三條 旅行あつ、旋業を営む者は、前條の規定による料金の届出をしないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえて料金を收受し、その他旅行あつ、旋業に關し不正な行為をしてはならない。
(名義利用等の禁止)

第十四條 旅行あつ、旋業を営む者は、その名義を他人に旅行あつ、旋業のため利用させてはならない。

2 旅行あつ、旋業を営む者は、營業の貸渡その他いかなる方法をもつてするかも問はず、旅行あつ、旋業を他人にその名において經營させてはならない。
(營業の禁止等)

第十五條 旅行あつ、旋業を営む者は、その事業を廢止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 旅行あつ、旋業を営む者が左の各号の一に掲げる場合に該各号に各号の二に掲げる場合は、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。
一 法人が合併により消滅した場合において、その業務を執行する役員であつた者
二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合において、その清算人
三 法人が破産により解散した場合において、その破産管財人
旅行あつ、旋業者が死亡したとき

3

は、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。
4 旅行あつ、旋業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで引き続き旅行あつ、旋業を営むことができるものとし、この間の營業については、被相続人の受けた旅行あつ、旋業の登録は、相続人が受けたものとみなし、被相続人の供託した營業保証金は、相続人が供託したものと同みなす。
(營業保証金についての権利の承継等)

第十六條 旅行あつ、旋業者が死亡し、旅行あつ、旋業者たる法人が合併により消滅し、又は旅行あつ、旋業者がその事業の全部を譲渡したため、第二十條の規定による登録のまつ消滅があつた場合において、その日から六箇月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又はその事業の譲受人が旅行あつ、旋業の登録を受け、且つ、第七條第一項、第十條第一項及び第十八條第一項の規定により旅行あつ、旋業者であつた者が供託した營業保証金につき権利を承継した旨の届出を運輸大臣にしたときは、その營業保証金は、新たに旅行あつ、旋業者となつた者が第七條第一項の規定により供託した營業保証金とみなす。

2 前項の届出をする場合には、供託物受入の記載ある供託書の写及びその營業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面を添附しなければならぬ。
3 第一項の届出は、第七條第三項及び第四項の規定の適用については、同條第二項の規定による届出とみなす。

4 第一項の場合において、その營業保証金につき、旅行あつ、旋業者であつた者との取引によつて生じた債権に關し、次條第一項の権利を有する者があるときは、同條同項の権利の履行については、その債権は、新たに旅行あつ、旋業者となつた者との取引によつて生じた債権とみなす。
(營業保証金の選付)

第十七條 旅行あつ、旋業者と旅行あつ、旋業に關し取引をした者は、その取引によつて生じた債権に關し、第七條第一項、第十條第一項及び次條第一項の規定により供託された營業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。
2 前項の権利の履行に關し必要な事項は、省令で定める。
(營業保証金の不足額の供託)

第十八條 旅行あつ、旋業者は、前條第一項の権利を有する者がその権利を履行したため、營業保証金が第九條第一項に規定する額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を供託しなければならぬ。
2 第七條第二項及び第四項並びに第九條第二項及び第三項の規定

2

は、前項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、第七條第四項中「登録の告示をした日から四十日以内」とあるのは「第十八條第一項の省令で定める日から三十日以内」と読み替へる。
(登録の取消等)

第十九條 運輸大臣は、旅行あつ、旋業を営む者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
一 この法律又はこれに基く処分違反したとき。
二 第六條第一項第二号若しくは第四号から第七号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録當時第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。
三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき。

2 第六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(登録のまつ消)

第二十條 運輸大臣は、第七條第四項(第十條第二項又は第十八條第二項)において準用する場合を含む)若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は第十五條の規定による届出があつたときは、当該旅行あつ、旋業の登録をまつ消し、且つ、その旨を告示しなければならぬ。
(營業保証金の取りもどし)

第二十一條 前條の規定による登録のまつ消があつたときは、旅行あつ、旋業者であつた者又はその承継

人は、供託した營業保証金を取りもどすことができる。旅行あつ、旋業者が一部の營業所を廢止した場合において、營業保証金の額が第九條第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、また同様とする。

2 前項の營業保証金の取りもどしは、当該營業保証金につき第十七條第一項の権利を有する者に対し六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これを行うことができない。但し、營業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。
3 前項の公告その他營業保証金の取りもどしに關し必要な事項は、省令で定める。
(登録手数料)

第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。
(聽聞)

第二十三條 運輸大臣は、第七條第四項(第十條第二項又は第十八條第二項)において準用する場合を含む)第十二條第二項又は第十九條第一項の処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聽聞をしなければならない。当該処分に係る者又はその代理人は、聽聞の場所におい

て意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

(職権の委任)

第二十四條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部は、政令で定める行政庁に行わせることができる。

(訴願)

第二十五條 この法律の規定により行政庁のした処分不服のある者は、訴願をすることができる。

(報告)

第二十六條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、旅行あつた旋業を営む者又はこれらの者の組織する団体に、運輸省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

(適用の除外)

第二十七條 この法律の規定は、国が行う事業には、適用しない。

(罰則)

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項の規定に違反して一般旅行あつた旋業を営んだ者
- 二 第七條第三項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反してその事業を開始した一般旅行あつた旋業者
- 三 第八條第一項の規定による変更の登録を受けずに新たに設置した営業所若しくは代理店においてその事業を開始した一般旅行あつた旋業者
- 四 第十四條の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行あつた旋業を他人に経営させた邦人旅行あつた旋業者
- 五 第十二條第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第十四條の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行あつた旋業を他人に経営させた邦人旅行あつた旋業者
- 七 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 八 第三十條 第八條第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。
- 九 第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第二十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

の名称を他人に利用させ、又は旅行あつた旋業を他人に経営させた一般旅行あつた旋業者

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項の規定に違反して邦人旅行あつた旋業を営んだ者
- 二 第七條第三項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反してその事業を開始した邦人旅行あつた旋業者
- 三 第八條第一項の規定による変更の登録を受けずに新たに設置した営業所若しくは代理店においてその事業を開始した邦人旅行あつた旋業者
- 四 第十二條第一項の規定による料金の届出をしないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえて料金を收受した者
- 五 第十二條第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第十四條の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行あつた旋業を他人に経営させた邦人旅行あつた旋業者
- 七 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 八 第三十條 第八條第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。
- 九 第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第二十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十二條 左の各号の一に該当する者(法人である場合はその代表者)は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第十五條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に旅行あつた旋業を営んでいる者は、この法律の施行の日から九十日間は、第三條又は第十二條第一項の規定にかかわらず、登録を受けず、又は料金の届出をしないでも旅行あつた旋業を営むことができる。

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の十三の次に次の一号を加える。

十四の十四 旅行あつた旋業を登録すること。

第二十二條第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 旅行あつた旋業の登録に関する事。

(山縣勝見君登壇、拍手)

○山縣勝見君 只今議題となりました旅行輪旋業法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、旅行輪旋業の健全な発達を図りまして、日本人及び外国人旅客の接遇の向上とその保護に資することを目的といたしまして立案されたものであります。

旅行輪旋とは、内外人の旅行者のため、運送機関、宿泊施設等の旅行に関する施設の利用につきまして、対価を得て、その予約をいたしたり、或いは修学旅行等、団体旅行の請負、手配等のサービスの提供をなします等、旅行に関する仲介、取次、請負等の行為を広く含んでおります。この関係業者は従来法規の規律の下には置かれていなかったものであります。従つて若干弊害もあつたようでありますので、今回一応この事業を登録事業といたしまして、その業態の実態を把握いたしまして、その指導育成を図ろうといたしましたのがこの法律の主眼であります。本法によりまして登録いたしました業者につきましては、営業保証金を供託せしめ、以て全然無資力の者の業界に輩出いたしませんことを予防いた

して、併せて事故の場合の弁償に当てることに相成つているのであります。なお、本法におきましては、料金を届出制にいたしまして、監督の途を開き、以て不正悪徳業者を取締ることに相成つているのであります。

この法律案の要旨は以上の通りであります。何分にも本法案は新らしい規律でありますので、法律案の審議におきましては、業態の実情及びこの法律の運用上の諸点につきまして熱心なる質疑が行われたのであります。これらの詳細につきましては速記録を御覧願いたいと思つておりますが、そのうち主なるものを申し上げますと、先ず第一に「旅行輪旋の業に携わつております者が登録されることによつて政府公認として認められ、これによつて不当に信用を勝ち得て一般の利用者が不測の迷惑を受けるといふふうなことになるまいか」といふ質問がございました。これに對しまして提案者の答弁は、「旅行輪旋業は自由業であるので、あまり圧迫を加えたくないという配慮の下に、單に監督という立場から、業態を一応把握するといふ意図を以て登録にいたしましたのでありますけれども、登録そのものは無条件で行うのではなくして、欠格条件に当るものにつきましては登録しないことに相成つてい

る。又登録によつて却つて業者の自尊心を加え、業態は一樣に向上されるものと期待いたして居るので、その心配は

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

ない」という答弁であつたのであります。次に「料金につきましては、これを如何に定め、又その有効な取締はどうかしてやるか」という質問でありましたが、これにつきましては、政府委員の答弁は、「修学旅行とか普通団体というふうなふうには、利用者の種類によつて、業者よりその料金の最高を示し、輪旅行等の都度届出をさせるのではない。而して若しそれが適正を欠くときには変更を命じ得るものである。又個々の行為の際において不当な料金を受けた事実が若しあるならば、罰則を適用して、業界の肅正を図るつもりである」という答弁であつたのであります。その他、本法の解釈、適用、構成等につきまして細かい質疑がありましたが、詳細は速記録によつて御覽願ひたいと思つております。

以上で質疑を終りまして、討論に入りましたところ、一委員より、「この法律は今まで弊害の若干存した旅行輪船業の実態を鑑んで適当な指導監督ができる点において利点があるけれども、一面において料金の取締或いはその他において若干困難な点もあると認めるので、その実施に当つては実情に即した取扱をし、窮屈な取締を避けるように、当事者において運用して欲しい」といふ希望を付して、賛成の旨、意見の開陳がありました。これを以て討論を終りまして、続きまして採決に入り

ましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、海上警備隊の職員に給與等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。人事委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

海上警備隊の職員に給與等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月十九日

衆議院議長 林 讓治

参議院議長 佐藤尚武殿

海上警備隊の職員に給與等に関する法律案

海上警備隊の職員に給與等に関する法律

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、海上保安庁法

(昭和二十三年法律第二十八号)第二章に規定する海上警備隊の職員

(以下「隊員」という。)について、その給與、勤務時間及び休暇並び

に恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び国家公務員共済組合法

(昭和二十三年法律第六十九号)の特例に関する事項等を定めるものとする。

(金銭又は有価物の支給)

第二條 いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、隊員に支給し、又は無料で貸與してはならない。但し、他の法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

(給與の支拂)

第三條 この法律の規定による給與は、法律に別段の定のある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接隊員に支拂わなければならない。但し、隊員が船舶に乗り組んでいる場合には、隊員の収入により生計を維持する者で隊員の指定

するものに、その給與の全部又は一部を支拂うことができる。

2 隊員が、自己又はその収入によつて生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定めるこれらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給與の支拂を請求したときは、隊員の受けるべきその日までの給與をすみやかに隊員に支拂わなければならない。

(俸給)

第四條 海上警備官には、次條から第十條までに定めるところに従い、別表第一又は別表第二に掲げる額の俸給を支給する。

(初任給)

第五條 新たに任用された海上警備官の俸給は、別表第一に掲げるその属する階級における俸給の額の最低号俸による。但し、その海上警備官がその属する階級について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合においては、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

(昇給)

第六條 海上警備官が現に受けている別表第一に掲げる号俸を受けるに至つた時から左に掲げる期間を

良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

1 一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者にあつては、六月以上

2 二等海上警備士の階級以上二等海上警備正の階級以下の階級を有する者にあつては、九月以上

3 一等海上警備正の階級以上の階級を有する者にあつては、十二月以上

2 海上警備官の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける別表第一に掲げる号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいすれをもあわせ行うことができる。

3 海上警備官の俸給日額が別表第一に掲げるその者の属する階級における俸給の幅の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級にある間は、昇給しない。但し、それらの俸給日額を受けている海上警備官で、その俸

給日額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その海上警備官の属する階級における俸給の最高号俸による額をこえて、別表第二においてその者の俸給日額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給日額に昇給させることができる。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
5 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

(進級)

第七條 海上警備官が進級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。
一 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合においては、進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額

二 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合(第三号及び第四号の場合を除く。)においては、進級した階級における俸給の幅のうち、進級の直前に受けていた俸給日額の直近上位の額
三 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合においては、その額
四 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、進級の直前に受けていた俸給日額と同じ額(この額が別表第二の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該当しない場合においては、進級の直前に受けていた俸給日額の別表第二における直近上位の額)
2 一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者が、三等海上警備士の階級以上の階級を有する者に進級した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「進級の直前に受けていた俸給日額」とあるのは「進級の直前に受けていた俸給日額に六十五円を加えた額」とする。

一 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅のうちにある号俸による額に該当する場合においては、その額
二 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅のうちいずれの号俸による額にも該当しない場合(第三号の場合を除く。)においては、降級した階級における俸給の幅のうち、降級の直前に受けていた俸給日額の直近下位の額
三 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額
2 三等海上警備士の階級以上の階級を有する者が、一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者に降級した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「降級の直前に受けていた俸給日額」とあるのは「降級の直前に受けていた俸給日額から六十五円を減じた額」とする。

(降級)

第八條 海上警備官が降級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

第九條 新たに海上警備官となつた者には、その日から俸給を支給する。但し、海上警備官以外の国家公務員が離職し、即日海上警備官となつたときは、その翌日から俸給を支給する。
2 海上警備官が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から異動に係る額の俸給を支給する。
3 海上警備官が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。
第十條 海上警備官の俸給は、その勤務した日についてのみ支給する。但し、政令で定める日については、勤務しなかつた日でも支給することができる。

(俸給の支給)
第十一條 三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官には、その者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。
2 前項の扶養親族は、左に掲げる者で、他に生計のみちがなく、且つ、主として同項の海上警備官の扶養を受けているものとする。
一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二十八歳未満の子及び孫
三 六十歳以上の父母及び祖父母
四 十八歳未満の弟妹
五 不具廃疾者
3 扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については日額二十円、その他の者については日額十五円(十八歳未満の子一人については日額二十円)とする。
第十二條 新たに前條第一項の海上警備官となつた者に扶養親族がある場合においては、当該海上警備官は、直ちにその旨を海上保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においても同様とする。
一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があつた場合
二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合
2 扶養手当は、新たに前條第一項の海上警備官となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が同項の海上警備官となつた日から、同項の海上警備官に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、当

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

該事実の生じた日から三十日を経過した後に於いてこれに係る同項の届出がされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3. 扶養手当は、前條第一項の海上警備官に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の翌日以後は支給しない。

(乗船手当)

第十三條 海上警備隊の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた海上警備官には、乗船手当を支給する。

2 前項の乗船手当は、その乗船した日についてのみ支給する。但し、政令で定める日については、乗船しなかつた日でも支給することができる。

3 第一項の乗船手当の額は、その者の受ける俸給の百分の二十五以内(船舶の機関部において職務を履行し一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者については、百分の三十五以内)において政令で定める額とする。

(航海手当)

第十四條 海上警備隊の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた海上警備官には、その者が乗り組む

船舶が、海上保安庁長官が定める定め、港を出港した日から当該定け、港に帰着するまでの航海を履行し、日について、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、別表第三に定める額(船長又は船舶の編成の指揮者の職務を履行し海上警備官については、別表第三に定める額にその十分の二を加えた額)とする。

3 第一項の海上警備官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に規定する旅費を支給しない。

(営外手当)

第十五條 一等海上警備士補、二等海上警備士補又は三等海上警備士補の階級を有する海上警備官には、その者が海上保安庁法第二十五條の二十一の規定により海上保安庁長官の指定する集団的居住場所以外の陸上の場所に居住する場合には、その居住する日について、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、日額六十五円とする。

3 第十條の規定は、第一項の営外手当について準用する。

(食料の支給)

第十六條 政令で定める海上警備官

には、政令で定めるところにより食料を支給する。

(被服の貸與等)

第十七條 海上警備官には、その職務の遂行上必要な被服その他これらに類する有価物を支給し、又は無料で貸與する。

2 前項の有価物の範囲及び数量並びに有価物の支給又は貸與を受ける海上警備官の範囲は、政令で定める。

(療養)

第十八條 海上警備官が公務によらないで負傷し、又は疾病にかつた場合には、国は、国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により療養を行う。

(寒冷地手当及び石炭手当)

第十九條 三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官で、寒冷地に在勤して常時勤務に服し、又は寒冷地に海上保安庁長官が定める定め、港を有する船舶に乗り組むものには、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

2 前項の海上警備官が北海道に在勤し、又は北海道に海上保安庁長官が定める定め、港を有する船舶に乗り組むものには、予算の範囲内で石炭手当を支給する。

3 第一項の寒冷地手当及び前項の石炭手当については、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当

の支給に関する法律(昭和二十四年法律第百号)第二條第一項から第三項まで及び第三條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第二條第一項中「職員の俸給の月額」と扶養手当の月額との合計額の百分の二十に相当する額の四月分とあるのは、海上警備隊の職員の特典等に関する法律に規定する俸給月額、扶養手当の日額、乗船手当の日額(寒冷地手当の支給の日について乗船手当の支給を受ける者に係るものに限る)及び営外手当の日額(寒冷地手当の支給の日について営外手当の支給を受ける者に係るものに限る)の合計額に二十四を乗じた額」と読み替へる。

(休職者の給與)

第二十條 海上警備官が公務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び営外手当(以下本條及び次條において「俸給等」という。)を支給する。

2 海上警備官が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

3 海上警備官が前二項以外の心身

の故障により、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

4 海上警備官が刑事事件に関し起訴されたため休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の六十以内を支給することができる。

5 海上警備官が海上保安庁法第二十五條の十三第一項各号に規定する場合以外の場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。

(海上警備官以外の隊員の等級)

第二十一條 海上警備官以外の隊員の等級は、一級から十四級までとする。

2 前項の隊員の等級の上下は、一級を最も下の等級とし、二級を一級の上の等級とし、三級を二級の上の等級とし、以下この例にならうものとする。

(海上警備官以外の隊員の俸給等)

第二十二條 海上警備官以外の隊員には、俸給、扶養手当、勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。

2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の特典等に関する

2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の特典等に関する

2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の特典等に関する

る法律(昭和二十五年法律第九十五号)第九條の二、第十五條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、この法律の規定中「階級」とあるのは「等級」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額」と、「別表第一」とあるのは「別表第一」と、「別表第二」とあるのは「別表第二」と、「別表第三」とあるのは「別表第三」と、第六條第一項第一号は「現に受ける俸給月額と直近上位の俸給月額との差額(以下「差額」という。)(が四百円未満である者にあつては、六月以上」と、同項第二号は「差額が四百円以上千円未満である者にあつては、九月以上」と、同項第三号は「差額が千円以上である者にあつては、十二月以上」と、第二十條第一項中「管外手当」とあるのは「勤務地手当」と読み替へる。

3 第一項の除員の扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当については、第二十條並びに一般職の職員の給與に関する法律第十一條、第十一條の二、第十二條第一項から第三項まで及び第十五條から第十九條の二までの規定を準用する。この場合において、第二十條第一項中「管外手当」とあるのは「勤務地手当」と、一般職の職員の給與に関する法律第十一條の二第一項中「各庁の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、同法第十九條の二中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替へる。(海上警備官以外の除員の寒冷地手当及び石炭手当)

第二十三條 海上警備官以外の除員で寒冷地に在勤して常時勤務に服するものには、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

2 前項に規定する除員で北海道に在勤するものには、予算の範囲内で石炭手当を支給する。

3 第一項の寒冷地手当及び前項の石炭手当については、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律第二條及び第三條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第二條第四項中「一般職の職員の給與に関する法律」とあるのは「海上警備隊の職員の給與等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)」と読み替へる。(勤務時間及び休暇)

第二十四條 除員の勤務時間及び休暇は、これらの者の健康の保持及び福祉の増進を考慮して政令で定める。

(恩給法の適用)

第二十五條 恩給法の規定の適用に

ついては、三等海上警備士の階級以上の階級を有する海上警備官は、同法第二十條第一項に規定する文官とし、一等海上警備士補の階級以下の階級を有する海上警備官は、同法第二十三條に規定する警察監獄職員とする。

2 恩給法第五十九條の規定は、海上警備官については、適用しない。

3 海上警備官についての恩給法の規定の適用については、俸給日額の三十倍に相当する金額をその号俸に対応する俸給の月額とする。

4 隊員についての恩給法第五十九條ノ三の規定の適用については、同條第一号は、「同一ノ階級又ハ等級ニ於テ其ノ階級又ハ等級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタル者ニ付テハ海上警備隊の職員の給與等に関する法律別表第二又ハ別表第五ニ掲グル一ノ号俸又ハ二ノ号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項

ノ一ノ号俸又ハ二ノ号俸上位ノ号俸トス」とする。

(国家公務員共済組合法の特例)

第二十六條 海上警備官が第十八條の規定により療養を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定する共済組合は、同法第三十條及び第三十一條の規定による療養を行わない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、海上保安庁法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)施行の日から適用する。

2 この法律の施行の日から六月以内に海上警備官以外の国家公務員である者が海上警備官になつた場合におけるその者の俸給は、第五條の規定にかかわらず、その者の従前の俸給を考慮して政令で定める額とする。

別表第一

階級	俸給									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
海上警備監	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
海上警備監補	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800
一等海上警備正	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
二等海上警備正	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
三等海上警備正	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
一等海上警備士	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
二等海上警備士	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
三等海上警備士	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200
二等海上警備士補	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100
三等海上警備士補	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000

別表第二

号俸	俸給日額	号俸	俸給日額	号俸	俸給日額
一	150	六	750	一	1000
二	155	七	800	二	1050
三	160	八	850	三	1100
四	165	九	900	四	1150
五	170	一〇	950	五	1200

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

別表第四

等級	給	月												
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一		
一	三、六〇〇	三、七〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇
二	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇
三	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇
四	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇
五	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇
六	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇
七	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇
八	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇
九	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇
十	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇
十一	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇
十二	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇
十三	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇
十四	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇
十五	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇
十六	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇	七、九〇〇
十七	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇
十八	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇
十九	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇
二十	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇
二十一	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇
二十二	七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇	九、一〇〇
二十三	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇
二十四	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇
二十五	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇
二十六	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇
二十七	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇
二十八	九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇
二十九	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇
三十	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇	十、六〇〇	十、七〇〇
三十一	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇	十、六〇〇	十、七〇〇	十、八〇〇	十、九〇〇
三十二	九、八〇〇	九、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇	十、六〇〇	十、七〇〇	十、八〇〇	十、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇
三十三	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇	十、六〇〇	十、七〇〇	十、八〇〇	十、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇
三十四	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇	十、六〇〇	十、七〇〇	十、八〇〇	十、九〇〇	十、〇〇〇	十、一〇〇	十、二〇〇	十、三〇〇	十、四〇〇	十、五〇〇

一	二二五	三五	四三五	五四	八九〇
二	二二〇	三六	四五〇	五五	九三〇
三	二一五	三七	四四五	五六	九七〇
四	二一〇	三八	四四〇	五七	一〇一〇
五	二〇五	三九	四三五	五八	一〇五〇
六	二〇〇	四〇	四三〇	五九	一〇九〇
七	一九五	四一	四二五	六〇	一一三〇
八	一九〇	四二	四二〇	六一	一一七〇
九	一八五	四三	四一五	六二	一二一〇
十	一八〇	四四	四一〇	六三	一二五〇
十一	一七五	四五	四〇五	六四	一二九〇
十二	一七〇	四六	四〇〇	六五	一三三〇
十三	一六五	四七	三九五	六六	一三七〇
十四	一六〇	四八	三四〇	六七	一四一〇
十五	一五五	四九	三三五	六八	一四五〇
十六	一五〇	五〇	三三〇	六九	一四九〇
十七	一四五	五一	三二五	七〇	一五三〇
十八	一四〇	五二	三二〇	七一	一五七〇
十九	一三五	五三	三一五	七二	一六一〇
二十	一三〇	五四	三一〇	七三	一六五〇
二十一	一二五	五五	三〇五	七四	一六九〇
二十二	一二〇	五六	三〇〇	七五	一七三〇
二十三	一一五	五七	二九五	七六	一七七〇
二十四	一一〇	五八	二九〇	七七	一八一〇
二十五	一〇五	五九	二八五	七八	一八五〇
二十六	一〇〇	六〇	二八〇	七九	一八九〇
二十七	九五	六一	二七五	八〇	一九三〇
二十八	九〇	六二	二七〇	八一	一九七〇
二十九	八五	六三	二六五	八二	二〇一〇
三十	八〇	六四	二六〇	八三	二〇五〇
三十一	七五	六五	二五五	八四	二〇九〇
三十二	七〇	六六	二五〇	八五	二一三〇
三十三	六五	六七	二四五	八六	二一七〇
三十四	六〇	六八	二四〇	八七	二二一〇
三十五	五五	六九	二三五	八八	二二五〇
三十六	五〇	七〇	二三〇	八九	二二九〇
三十七	四五	七一	二二五	九〇	二三三〇
三十八	四〇	七二	二二〇	九一	二三七〇
三十九	三五	七三	二一五	九二	二四一〇
四十	三〇	七四	二一〇	九三	二四五〇
四十一	二五	七五	二〇五	九四	二四九〇
四十二	二〇	七六	二〇〇	九五	二五三〇
四十三	一五	七七	一九五	九六	二五七〇
四十四	一〇	七八	一九〇	九七	二六一〇
四十五	五	七九	一八五	九八	二六五〇
四十六	〇	八〇	一八〇	九九	二六九〇
四十七	〇	八一	一七五	一〇〇	二七三〇
四十八	〇	八二	一七〇	一〇一	二七七〇
四十九	〇	八三	一六五	一〇二	二八一〇
五十	〇	八四	一六〇	一〇三	二八五〇

別表第三

階級	手当	日	額
階級	階級	日	額
海警備隊 警備員 長	警備員 長		六〇円
海警備隊 警備員 補	警備員 補		七〇円
海警備隊 警備員	警備員		八〇円
海警備隊 警備員	警備員		九〇円
海警備隊 警備員	警備員		一〇〇円
海警備隊 警備員	警備員		一一〇円
海警備隊 警備員	警備員		一二〇円
海警備隊 警備員	警備員		一三〇円
海警備隊 警備員	警備員		一四〇円
海警備隊 警備員	警備員		一五〇円
海警備隊 警備員	警備員		一六〇円
海警備隊 警備員	警備員		一七〇円
海警備隊 警備員	警備員		一八〇円
海警備隊 警備員	警備員		一九〇円
海警備隊 警備員	警備員		二〇〇円
海警備隊 警備員	警備員		二一〇円
海警備隊 警備員	警備員		二二〇円
海警備隊 警備員	警備員		二三〇円
海警備隊 警備員	警備員		二四〇円
海警備隊 警備員	警備員		二五〇円
海警備隊 警備員	警備員		二六〇円
海警備隊 警備員	警備員		二七〇円
海警備隊 警備員	警備員		二八〇円
海警備隊 警備員	警備員		二九〇円
海警備隊 警備員	警備員		三〇〇円
海警備隊 警備員	警備員		三一〇円
海警備隊 警備員	警備員		三二〇円
海警備隊 警備員	警備員		三三〇円
海警備隊 警備員	警備員		三四〇円
海警備隊 警備員	警備員		三五〇円
海警備隊 警備員	警備員		三六〇円
海警備隊 警備員	警備員		三七〇円
海警備隊 警備員	警備員		三八〇円
海警備隊 警備員	警備員		三九〇円
海警備隊 警備員	警備員		四〇〇円
海警備隊 警備員	警備員		四一〇円
海警備隊 警備員	警備員		四二〇円
海警備隊 警備員	警備員		四三〇円
海警備隊 警備員	警備員		四四〇円
海警備隊 警備員	警備員		四五〇円
海警備隊 警備員	警備員		四六〇円
海警備隊 警備員	警備員		四七〇円
海警備隊 警備員	警備員		四八〇円
海警備隊 警備員	警備員		四九〇円
海警備隊 警備員	警備員		五〇〇円
海警備隊 警備員	警備員		五一〇円
海警備隊 警備員	警備員		五二〇円
海警備隊 警備員	警備員		五三〇円

別表第五

号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額
一	三、六〇〇	四、六〇〇	二一	六、三〇〇	二一	六、三〇〇	三二	八、六〇〇
二	三、七〇〇	四、七五〇	二二	四、七五〇	二二	六、五〇〇	三三	八、九〇〇
三	三、八〇〇	四、九〇〇	二三	四、九〇〇	二三	六、七〇〇	三四	九、二五〇
四	三、九〇〇	五、〇五〇	二四	五、〇五〇	二四	六、九〇〇	三五	九、六〇〇
五	四、〇〇〇	五、二〇〇	二五	五、二〇〇	二五	七、一〇〇	三六	九、九五〇
六	四、一〇〇	五、三五〇	二六	五、三五〇	二六	七、三〇〇	三七	一〇、三〇〇
七	四、二〇〇	五、五〇〇	二七	五、五〇〇	二七	七、五〇〇	三八	一〇、六五〇
八	四、三〇〇	五、七〇〇	二八	五、七〇〇	二八	七、七〇〇	三九	一〇、一〇〇
九	四、四〇〇	五、九〇〇	二九	五、九〇〇	二九	七、八〇〇	四〇	一〇、四〇〇
一〇	四、五〇〇	六、一〇〇	三〇	六、一〇〇	三〇	八、〇五〇	四一	一〇、七〇〇
			三一	六、三〇〇	三一	八、三〇〇	四二	一一、〇〇〇
			三二	六、五〇〇	三二		四三	一一、二〇〇
			三三	六、七〇〇	三三		四四	一一、四〇〇
			三四	六、九〇〇	三四			一一、六〇〇
			三五	七、一〇〇	三五			一一、八〇〇
			三六	七、三〇〇	三六			一二、〇〇〇
			三七	七、五〇〇	三七			一二、二〇〇
			三八	七、七〇〇	三八			一二、四〇〇
			三九	七、九〇〇	三九			一二、六〇〇
			四〇	八、一〇〇	四〇			一二、八〇〇
			四一	八、三〇〇	四一			一三、〇〇〇
			四二	八、五〇〇	四二			一三、二〇〇
			四三	八、七〇〇	四三			一三、四〇〇
			四四	八、九〇〇	四四			一三、六〇〇

〔カニエ邦彦君登壇、拍手〕

○カニエ邦彦君 只今議題となりまし
た海上警備隊の職員の給與等に関する
法律案につきまして、人事委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
上げます。

先ずこの法律案の提案理由について
、政府の説明するところによります
と、先般の海上保安庁法の一部を改正
する法律によつて新設されました海上
警備隊には、海上警備官及びその他の
職員が置かれ、これらの職員は国家公
務員法第二條の特別職の職員とされま
したので、新たにその給與の支給基準
を定める必要があるとして、その勤務
の実態に相応するより、而も一般職又
はその他の国家公務員の給與水準との
均衡を考慮し、更に給與事務の簡素化
を図ることを基本原則として立案した
とのことであります。

号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額
二一	四、六〇〇	六、三〇〇	二二	六、三〇〇	八、〇五〇	二一	六、三〇〇	八、三〇〇
二二	四、七五〇	六、五〇〇	二三	六、五〇〇	八、五〇〇	二二	六、五〇〇	八、五〇〇
二三	四、九〇〇	六、七〇〇	二四	六、七〇〇	八、七〇〇	二三	六、七〇〇	八、七〇〇
二四	五、〇五〇	六、九〇〇	二五	六、九〇〇	八、九〇〇	二四	六、九〇〇	八、九〇〇
二五	五、二〇〇	七、一〇〇	二六	七、一〇〇	九、一〇〇	二五	七、一〇〇	九、一〇〇
二六	五、三五〇	七、三〇〇	二七	七、三〇〇	九、三〇〇	二六	七、三〇〇	九、三〇〇
二七	五、五〇〇	七、五〇〇	二八	七、五〇〇	九、五〇〇	二七	七、五〇〇	九、五〇〇
二八	五、七〇〇	七、七〇〇	二九	七、七〇〇	九、七〇〇	二八	七、七〇〇	九、七〇〇
二九	五、九〇〇	七、九〇〇	三〇	七、九〇〇	九、九〇〇	二九	七、九〇〇	九、九〇〇
三〇	六、一〇〇	八、一〇〇	三一	八、一〇〇	一〇、一〇〇	三〇	八、一〇〇	一〇、一〇〇
			三一	八、三〇〇	一〇、三〇〇	三一	八、三〇〇	一〇、三〇〇
			三二	八、五〇〇	一〇、五〇〇	三二	八、五〇〇	一〇、五〇〇
			三三	八、七〇〇	一〇、七〇〇	三三	八、七〇〇	一〇、七〇〇
			三四	八、九〇〇	一〇、九〇〇	三四	八、九〇〇	一〇、九〇〇
			三五	九、一〇〇	一一、一〇〇	三五	九、一〇〇	一一、一〇〇
			三六	九、三〇〇	一一、三〇〇	三六	九、三〇〇	一一、三〇〇
			三七	九、五〇〇	一一、五〇〇	三七	九、五〇〇	一一、五〇〇
			三八	九、七〇〇	一一、七〇〇	三八	九、七〇〇	一一、七〇〇
			三九	九、九〇〇	一一、九〇〇	三九	九、九〇〇	一一、九〇〇
			四〇	一〇、一〇〇	一二、一〇〇	四〇	一〇、一〇〇	一二、一〇〇
			四一	一〇、三〇〇	一二、三〇〇	四一	一〇、三〇〇	一二、三〇〇
			四二	一〇、五〇〇	一二、五〇〇	四二	一〇、五〇〇	一二、五〇〇
			四三	一〇、七〇〇	一二、七〇〇	四三	一〇、七〇〇	一二、七〇〇
			四四	一〇、九〇〇	一二、九〇〇	四四	一〇、九〇〇	一二、九〇〇

号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額
三二	八、六〇〇	一〇、三〇〇	三三	八、九〇〇	一〇、五〇〇	三二	八、六〇〇	一〇、三〇〇
三三	九、二五〇	一〇、七〇〇	三四	九、六〇〇	一一、一〇〇	三三	八、九〇〇	一〇、五〇〇
三四	九、六〇〇	一一、五〇〇	三五	九、九五〇	一二、一〇〇	三四	九、六〇〇	一一、一〇〇
三五	一〇、三〇〇	一二、三〇〇	三六	一〇、六五〇	一二、七〇〇	三五	九、九五〇	一二、一〇〇
三六	一〇、三〇〇	一二、三〇〇	三七	一〇、六五〇	一二、七〇〇	三六	一〇、三〇〇	一二、三〇〇
三七	一〇、六五〇	一二、七〇〇	三八	一〇、一〇〇	一二、二〇〇	三七	一〇、六五〇	一二、七〇〇
三八	一〇、一〇〇	一二、二〇〇	三九	一〇、四〇〇	一二、五〇〇	三八	一〇、一〇〇	一二、二〇〇
三九	一〇、四〇〇	一二、五〇〇	四〇	一〇、八〇〇	一二、九〇〇	三九	一〇、四〇〇	一二、五〇〇
四〇	一〇、八〇〇	一三、三〇〇	四一	一〇、二〇〇	一二、六〇〇	四〇	一〇、八〇〇	一二、九〇〇
四一	一〇、二〇〇	一二、六〇〇	四二	一〇、五〇〇	一二、九〇〇	四一	一〇、二〇〇	一二、六〇〇
四二	一〇、五〇〇	一二、九〇〇	四三	一〇、九〇〇	一三、三〇〇	四二	一〇、五〇〇	一二、九〇〇
四三	一〇、九〇〇	一三、三〇〇	四四	一一、三〇〇	一三、七〇〇	四三	一〇、九〇〇	一三、三〇〇
四四	一一、三〇〇	一四、一〇〇	四五	一一、七〇〇	一四、一〇〇	四四	一一、三〇〇	一三、七〇〇
			四六	一二、一〇〇	一四、五〇〇	四五	一一、七〇〇	一四、一〇〇
			四七	一二、五〇〇	一四、九〇〇	四六	一二、一〇〇	一四、一〇〇
			四八	一二、九〇〇	一五、三〇〇	四七	一二、五〇〇	一四、九〇〇
			四九	一三、三〇〇	一五、七〇〇	四八	一二、九〇〇	一五、三〇〇
			五〇	一三、七〇〇	一六、一〇〇	四九	一三、三〇〇	一五、七〇〇
			五一	一四、一〇〇	一六、五〇〇	五〇	一三、七〇〇	一六、一〇〇
			五二	一四、五〇〇	一六、九〇〇	五一	一四、一〇〇	一六、五〇〇
			五三	一四、九〇〇	一七、三〇〇	五二	一四、五〇〇	一六、九〇〇
			五四	一五、三〇〇	一七、七〇〇	五三	一四、九〇〇	一七、三〇〇
			五五	一五、七〇〇	一八、一〇〇	五四	一五、三〇〇	一七、七〇〇
			五六	一六、一〇〇	一八、五〇〇	五五	一五、七〇〇	一八、一〇〇
			五七	一六、五〇〇	一八、九〇〇	五六	一六、一〇〇	一八、五〇〇
			五八	一六、九〇〇	一九、三〇〇	五七	一六、五〇〇	一八、九〇〇
			五九	一七、三〇〇	一九、七〇〇	五八	一六、九〇〇	一九、三〇〇
			六〇	一七、七〇〇	二〇、一〇〇	五九	一七、三〇〇	一九、七〇〇
			六一	一八、一〇〇	二〇、五〇〇	六〇	一七、七〇〇	二〇、一〇〇
			六二	一八、五〇〇	二〇、九〇〇	六一	一八、一〇〇	二〇、五〇〇
			六三	一八、九〇〇	二一、三〇〇	六二	一八、五〇〇	二〇、九〇〇
			六四	一九、三〇〇	二一、七〇〇	六三	一八、九〇〇	二一、三〇〇
			六五	一九、七〇〇	二二、一〇〇	六四	一九、三〇〇	二一、七〇〇
			六六	二〇、一〇〇	二二、五〇〇	六五	一九、七〇〇	二二、一〇〇
			六七	二〇、五〇〇	二二、九〇〇	六六	二〇、一〇〇	二二、五〇〇
			六八	二〇、九〇〇	二三、三〇〇	六七	二〇、五〇〇	二二、九〇〇
			六九	二一、三〇〇	二三、七〇〇	六八	二〇、九〇〇	二三、三〇〇
			七〇	二一、七〇〇	二四、一〇〇	六九	二一、三〇〇	二三、七〇〇
						七〇	二一、七〇〇	二四、一〇〇

次に、その要旨を申し上げますと、
第一に、海上警備官の給與についてで
ありますが、陸上勤務者との人事交流
を容易にすると共に、給與事務を簡素
化するために、給與即ち、俸給、扶養
手当、乗船手当、航海手当等は日額制
とし、俸給については一般職の警察官
の給與ベースを基準として海陸一本建
として定め、扶養手当については一般
職の国家公務員とおよそ同じ程度にな
るよう定め、船舶に乗り組む者の給
與については、右のほか海上勤務の特
殊性を考慮いたしまして、乗船手当及
び航海手当を設け、この二つの手当を
合せて俸給のおよそ四五程度の額を
支給しようとするものであります。な
お海上警備官には一般職の国家公務員
に支給される勤務地手当を設けており
ませんが、これに相当する額のもの
平均して給與に加味したとのことであ
ります。第二に、海上警備官には一定
の範囲内で食事を支給し、又職務に必
要な被服を支給又は貸與することと
し、第三に、海上警備官が私傷病により
療養の必要がある場合には、国が国家
公務員共済組合法に定める例により療
養費の負担をすることとし、第四に、
恩給法の適用については、三等海上警
備士以上の海上警備官は文官と同様
に、その他の海上警備官は、警察、監
獄職員と同様に取扱うこととし、第五
に、海上警備官には、以上申し上げまし
たほか、休職中の給與並びに寒冷地
手当及び石炭手当等については一般職
の国家公務員の例により支給すること
をいたしております。第六に、海上警備
官以外の隊員についてであります。官
これらの者の等級は一般から十四級ま
でとし、その給與はすべて一般職の国
家公務員の例に準じて支給しようとし

るものであります。なお、第七に、海
上警備隊の職員の勤務時間及び休暇に
ついては、職員の健康保持及び福祉の
増進を考慮して政令で定めることと
いたしております。

この法律案は去る四月九日閣内閣より
提出され、同十四日予備審査のため人事
委員会に付託となり、同十九日衆議院よ
り送付せられたものであります。本委
員会に付託しては、四月十六日提案
理由の説明を求め、同三十日内容の逐
條説明を聞き、五月八日以降質疑に入
りました。詳細は会議録に譲ることと
いたしました。質疑応答の主なものを
申し上げますと、第一に「先般海上保
安庁法の一部改正法律案審査の際、海
上警備隊の性格について村上運輸大臣
の説明をしたところによりますれば、
海上警備隊は警察予備隊と全然違ひ、
むしろ警視庁予備隊又は大阪市警視庁

機動隊の程度を出でないとのことであ
るが、他の大臣の答弁と矛盾するもの
ではないか」との質疑に対しましては、
「海上警備隊の任務も海上保安庁が従
来行なっている業務の範囲内ではある
が、後者が主として平常の警備救難に
当るに對し、前者は非常事態に對処す
るものであり、又警察予備隊が内閣総
理大臣の認許を得なければ出動でき
ず、その出動も極めて稀であるのに反
しまして、海上警備隊は海上保安庁長
官の命令で随時出動でき、その出動回
数も相当多いと思われるので、これら
の点において警視庁予備隊の線に近い
と考える。」との答弁があり、第二に、
「先般の海上警備隊を新設するための
海上保安庁法の一部改正では、元來組
織権限を規定する設置法たるべき同法
の中に、職員にとつては重要な身分や
服務に関する事項まで規定して

ります。第二に、海上警備官には一定
の範囲内で食事を支給し、又職務に必
要な被服を支給又は貸與することと
し、第三に、海上警備官が私傷病により
療養の必要がある場合には、国が国家
公務員共済組合法に定める例により療
養費の負担をすることとし、第四に、
恩給法の適用については、三等海上警
備士以上の海上警備官は文官と同様
に、その他の海上警備官は、警察、監
獄職員と同様に取扱うこととし、第五
に、海上警備官には、以上申し上げまし
たほか、休職中の給與並びに寒冷地
手当及び石炭手当等については一般職
の国家公務員の例により支給すること
をいたしております。第六に、海上警備
官以外の隊員についてであります。官
これらの者の等級は一般から十四級ま
でとし、その給與はすべて一般職の国
家公務員の例に準じて支給しようとし

るものであります。なお、第七に、海
上警備隊の職員の勤務時間及び休暇に
ついては、職員の健康保持及び福祉の
増進を考慮して政令で定めることと
いたしております。

この法律案は去る四月九日閣内閣より
提出され、同十四日予備審査のため人事
委員会に付託となり、同十九日衆議院よ
り送付せられたものであります。本委
員会に付託しては、四月十六日提案
理由の説明を求め、同三十日内容の逐
條説明を聞き、五月八日以降質疑に入
りました。詳細は会議録に譲ることと
いたしました。質疑応答の主なものを
申し上げますと、第一に「先般海上保
安庁法の一部改正法律案審査の際、海
上警備隊の性格について村上運輸大臣
の説明をしたところによりますれば、
海上警備隊は警察予備隊と全然違ひ、
むしろ警視庁予備隊又は大阪市警視庁

機動隊の程度を出でないとのことであ
るが、他の大臣の答弁と矛盾するもの
ではないか」との質疑に対しましては、
「海上警備隊の任務も海上保安庁が従
来行なっている業務の範囲内ではある
が、後者が主として平常の警備救難に
当るに對し、前者は非常事態に對処す
るものであり、又警察予備隊が内閣総
理大臣の認許を得なければ出動でき
ず、その出動も極めて稀であるのに反
しまして、海上警備隊は海上保安庁長
官の命令で随時出動でき、その出動回
数も相当多いと思われるので、これら
の点において警視庁予備隊の線に近い
と考える。」との答弁があり、第二に、
「先般の海上警備隊を新設するための
海上保安庁法の一部改正では、元來組
織権限を規定する設置法たるべき同法
の中に、職員にとつては重要な身分や
服務に関する事項まで規定して

が、なぜ、このような法体系を混乱させる一時逃れの暫定的な措置をとらなければならなかつたのか。との質疑に對しましては、「独立後の状況判断から、海上における人命財産の保護又は治安維持のため、早急に有事即応の態勢を整える必要があつた次第である。」との答弁があり、第三に、「海上警備隊の任務も海上保安庁の業務の範囲内であり、海上保安官と本質的な違いがないといふのに、なぜ特別職の扱いをしななければならなかつたのか。との質疑に對しましては、「従来の海上保安庁の任務は、常時海上をパトロールして警備取締に當ることであるが、海上警備隊は、平常は訓練を主とし、特に大きな災害等が生じた場合、その非常事態に對処するため出動する建前であるから、身分、職務、給與等を変える必要があり、警察予備隊と同様特別職とした。」との答弁があり、第四に、「村上運輸大臣が、海上警備隊は警視庁予備隊の程度を出ないと言明したのに、なぜ本案は警察予備隊と殆んど同一の給與基準を定めようとするのか。」との質疑に對しましては、「海上警備隊の目的等は実質的に警察予備隊と大差がないからである。」との答弁があり、第五に、「海上警備隊の職員と海上保安庁のその他の職員との間には、当初のみならず將來も相当人事の交流があるものと予想するが、両者の給與体系が異なつてゐる結果、將來非常に不便と混乱を

生じないか。」との質疑に對しましては、「海上警備隊については給與体系を異にして日給制としたのは、給與支給の便宜からであるが、海上警備隊員とその他の職員との交流は、当初は別として、むしろ適切でないと思ふ。」との答弁があり、第六に、「海上警備官の俸給日額の計算基礎には勤務地手当や超過勤務手当の平均額等が加算されているので、原給の田庫納金や医療費相当額等が控除されていても、さういふ有利な俸給日額を基礎として寒冷地手当や恩給を算出すれば、給與体系を異にする海上保安官その他の一般公務員との間に著しい不均衡を生ずるが、なぜさうした不均衡を来たしてまで日給制をとる必要があるのか。」との質疑に對しましては、「俸給日額の計算基礎についてはいろ／＼御批判もあろうけれども、一般職の警察職員及び船員の俸給額を基礎とし、かた／＼警察予備隊の給與との均衡も勘案した結果、このような俸給額に落ちついたものであり、海上警備官の勤務は船舶乗組が主体であつて、而も全国各地を往來するため、勤務地手当のごときものは平均額を支給するほうが却つて実情に即し、又給與事務の簡素化のために日給制をとる必要がある。」との答弁がありました。

かして昨十三日、質疑を終了し、討論に入り、千葉委員より、先般海上警備隊の新設を規定した海上保安庁法の一部改正は憲法違反の疑いがあり、又この法律案に定める給與は他の政府職員の給與に比して著しく均衡を失するとの理由を以て反対、木下委員よりも反対の意を表せられ、討論を終り、採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤閣下) 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は海上警備隊の職員の給與に関する法律案に對して反対いたします。(拍手)

基本的な反対理由から申し上げますならば、もと／＼この海上警備隊なるもの設置は、軍隊の創設であり、吉田首相流に言うところのいわゆる防衛力の漸増に藉口する職力の保持だからであります。本院公聴会において自衛職力は憲法違反ではないと放言した御用学者がおりますが、一体どこの世界に、攻撃のための職力、侵略のための職力を善むえると言ひ国がございませうか。世界のいづれの国でも、アメリカでも、ソ連でも、その他の如何なる国でも、侵略のための、攻撃のための軍備だと公言はしてないものであります。特に我々がここで銘記しなければならぬのは、去る四月十九日リッジウェイ將軍は「一備隊は軍隊にならなければならぬ。そのことは補結され

た條約によつても義務條項として含まれてゐる」と発表してゐるのであります。この意味からは、その正否は別として、芦田氏が、軍隊は持たなければならぬ、その限りでは憲法は改正されなければならぬと言つてゐることは、吉田首相が、國民を瞞着し、愚弄しながら、事実上軍隊を創設しつゝある今日の態度に比べて、一日の長ありと言わなければならぬのであります。又吉田首相の態度は、歴史の審判の前に峻烈な断罪を受けなければならぬ。非民主的な態度であることは、余りに明白な事実であります。(ノーノー)「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)かかる意味から、我々は、この法律案が憲法違反の上に立つて、更に次の罪惡を重ねようとしてゐるものであるという立場から、先ずこれに反対をするものであります。

次いで私は、この法案の具体的な内容について、随所に散見する不合理、不持極まる点の主要なる部分について、反対の理由を申し上げます。

先ずこの給與法は、占領治下における止むを得ざる客観情勢下に、ポツダム政令によつて設置された警察予備隊と呼ばれる軍隊の給與法そのままの焼き直しだといふことでもあります。この法律案は、委員長報告にもありました通り、七月一日には保安庁に切換えられ、そして、この法律自体が消滅するものでございますが、さういふ意味か

ら、海上保安庁法による海上警備隊の給與法だといふので、提案は海上保安庁の所管でございます。従つて人事委員会における答弁の矢面には、運輸大臣、海上保安庁長官、海上保安庁人事課長が當られたのであります。併し、これらの諸君の答弁は如何にも他人事の問題に終始し、如何にも迷惑千萬なことであるといふ態度に終始されたその状態は、委員会の速記録に徴しても明らかな事実であります。第一が、運輸大臣は、海上警備隊は警察予備隊とは全然違ひ、むしろ警視庁予備隊又は大阪市警視庁機動隊のごときものだといひ、明らかに大橋國務大臣と食い違つた答弁をして、物議を醸しておるのであります。更にこの法律案の内容に至つては、殊更に日給制をとつて、通念的な月給制度に逆行し、露骨に昔の軍隊の給與制を採用してゐること、これも、ポツダム政令による警察予備隊の給與制度をアメリカの指図によつてとられたやり方をそのまま踏襲して恬として恥じないやり方であります。而もその給與は余りにも高過ぎる。私はその給與が余りにも高過ぎるといつて非難をするためにこれを取上げておるのではなくて、高いこと大いに結構。併し給與といふものは、適正な高さを保たねばならないと同時に、他と公平でなくてはならないのであります。同じ国家公務員でありながら、この警備隊の給與は他の公務員に比べて不当に

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号 昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

〔参事朗読〕

昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案に対する委員会修正案

第二條第一項中「百分の五十」を百分の七十に、「百分の三十」を百分の三十五に、「百分の十五」を百分の二十に改め、同項に次の但書を加える。
但し、第一号の場合において、その額が三千五百円に満たない場合においては、三千五百円とする。

○議長(佐藤尚武君) 先ず委員長の報告を求めます。人事委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律

(臨時手当の支給)

第一條 国家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。)であつて昭和二十七年六月十五日に在職するもの(以下「職員」という。)に対しては、昭和二十七年年度に限り、臨時手当を支給する。

(臨時手当の額)

第二條 臨時手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十六年十二月十六日から昭和二十七年六月十五日までの間における在職期間に於いて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
- 三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

2 前項の給与月額とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、その者が昭和二十七年六月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員について

ては、一般職の職員の給与月額に準じて政令で定める額とする。

(在職期間の計算方法)

第三條 前條第一項に規定する在職期間の計算については、三十日をもつて一月とする。

(臨時手当の支給時期)

第四條 臨時手当は、昭和二十七年六月十六日に支給する。

(臨時手当の受領者の特例)

第五條 在外公館に勤務する外務公務員及び海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二章に規定する海上警備隊の職員の臨時手当の支給は、これらの職員が指定する者にすることができる。

(臨時手当の支給細目)

第六條 第二條第二項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手当の支給に関する必要な細目は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 在外職員に対しては、昭和二十七年年度に限り、昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律(昭和二十

七年法律第 号)の規定に基いて、臨時手当を支給する。

〔カニエ邦彦君登壇、拍手〕

○カニエ邦彦君 只今議題となりました昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過について御報告申し上げます。先ず本法律案の提案の理由について申し上げます。これについて政府の説明によりますれば、国家公務員に対する夏季の特別手当に関しては、なお今後において給与全般の問題と関連して研究することとして、取りあへず諸般の事情を考慮して本年度に限り六月に臨時手当を支給することとしたものでありまして、その内容といたしましては、臨時手当の支給範囲は常勤の一般職及び特別職の国家公務員全部として、その額は在職期間に応じてそれぞれ、給与月額に百分の五十、百分の三十、百分の十五を乗じた額とし、支給の日は六月十六日といたしております。本法律案は内閣より提出せられ、五月三十一日衆議院より送付せられて参つたものでありまして、人事委員会においては直ちに本法律案の審議に入り、特に国鉄、専売公社等、政府関係機関職員及び地方公務員等の場合について関係政府委員の説明を求めると共に、一般の国家公務員との均衡の問題等について慎重な検討を行なつたのであります。その詳細についてはこれを會議録に譲

ることといたしました。省略いたしますが、国鉄、専売公社及び地方財政委員会の見解も、それらの臨時手当支給の見通しについての説明が行われたものであります。なお、現在の公務員の給与水準は物価の趨勢等から考えても可なり下廻つていられるものであるにもかかわらず、給与月額が〇・五を支給するのみで果して現状に適應したものと云えるか」との質問に対して、政府側より、「予算上は年間を通じて給与月額の一カ月分を計上しているが、年末手当の支給額との関係もあり、又現在の情勢から考慮して一応〇・五月分が適当であろうと思ふ」旨の答弁がありました。

本法律案につきましては、六月十三日質疑も終了いたしましたので、討論に入りまして、千葉委員より、臨時手当の額をそれ〇・五を増加修正して、百分の五十を百分の七十、百分の三十を百分の三十五、百分の十五を百分の二十と改め、在職期間六カ月以上の職員については三千五百円の最低保証額を規定する趣旨の修正案が提出せられ、木下委員より修正案に賛成、北村委員より修正案に反対、政府原案に賛成、溝口委員より、年末手当については昨年同様又はそれ以上のものを努力することを条件として、政府原案に賛成し、修正案に反対の討論があり、採決の結果、多数を以て本法律案は右の修正案通り修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず委員会修正案全部を問題に供し

ます。委員会修正案の表決は記名投票を以て行います。委員会修正案に賛成

の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命

じます。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはござ

いませんか……投票漏れはないと認め

ます。これより開票いたします。投票

を参事に計算させます。議場の閉鎖を

命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

〔拍手、「みつともないよ」公務員

に恨まれるなよ」人の収入の減ず

るのを高ぶるようなことではしよ

うがないじやないか」宣伝するなよ」

青色票即ち委員会修正案を否とする

もの百二票、(拍手)

よつて委員会修正案は否決せられま

した。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 五十一名

重盛 壽治君 門田 定藏君

清澤 俊英君 江田 三郎君

三橋八次郎君 若木 勝藏君

小酒井義男君 栗山 良夫君

梅津 錦一君 荒木正三郎君

内村 清次君 羽生 三七君

高田なほ子君 和田 博雄君

菊川 孝夫君 河崎 ナツ君

木下 源吉君 金子 洋文君

野藤 勝君 須藤 五郎君

岩間 正男君 千葉 信君

木村鶴八郎君 水橋 藤作君

鈴木 清一君 岩崎正三郎君

大野 幸一君 千田 正君

徳川 宗敏君 田村 文吉君

伊達源一郎君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋 道男君

高橋龍太郎君 高田 寛君

高瀬莊太郎君 高木 正夫君

杉山 昌作君 島村 軍次君

河井 彌八君 加藤 正人君

小野 哲君 岡部 常君

石黒 忠篤君 飯島連次郎君

赤木 正雄君 結城 安次君

山川 良一君 村上 義一君

森 八三三君 島津 忠彦君

上原 正吉君 岡田 信次君

青山 正一君 玉柳 實君

中川 幸平君 九鬼紋十郎君

大矢半次郎君 郡 祐一君

廣瀬興兵衛君 岡崎 眞一君

桶瀬 常猪君 加藤 武徳君

城 義臣君 植竹 春彦君

山本 米治君 古池 信三君

瀧浦 春次君 岡 伊能君

滝井治三郎君 駒井 藤平君

栗栖 勉夫君 油井賢太郎君

北村 一男君 中山 壽彦君

白波瀧米吉君 岩沢 忠恭君

木内 四郎君 大屋 晋三君

泉山 三六君 黒川 武雄君

横尾 龍君 木内キヤウ君

谷口隆三郎君 稻垣平太郎君

○議長(佐藤尚武君) 次に原案全部を

問題に供します。本案に賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いた

しました。次会の議事日程は決定次第

公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

出席者は左の通り

議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員 藤森 眞治君

早川 慎一君 波多野林一君

野田 俊作君 中山 福藏君

徳川 宗敏君 田村 文吉君

伊達源一郎君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋龍太郎君

高橋 道男君 高瀬莊太郎君

高田 寛君 高木 正夫君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

島村 軍次君 西郷吉之助君

小宮山常吉君 小林 政夫君

桶見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 加藤 正人君

小野 哲君 奥 むねお君

岡本 愛祐君 岡部 常君

梅原 眞隆君 井上なつる君

伊藤 保平君 石黒 忠篤君

飯島連次郎君 赤木 正雄君

結城 安次君 山本 勇造君

山川 良一君 村上 義一君

森 八三三君 島津 忠彦君

上原 正吉君 岡田 信次君

青山 正一君 玉柳 實君

中川 幸平君 九鬼紋十郎君

大矢半次郎君 郡 祐一君

廣瀬興兵衛君 岡崎 眞一君

桶瀬 常猪君 加藤 武徳君

城 義臣君 植竹 春彦君

山本 米治君 古池 信三君

山縣 勝見君 石川 榮一君

木村 守江君 西山 亀七君

大谷 盛潤君 一松 政二君

深水 六郎君 仁田 竹一君

草葉 隆圓君 徳川 頼貞君

左藤 義詮君 大島 定吉君

反対者(青色票)氏名 百二名

藤森 眞治君 藤野 繁雄君

早川 慎一君 波多野林一君

野田 俊作君 中山 福藏君

長島 銀藏君 平沼彌太郎君

安井 謙君 平林 太一君

鈴木 恭君 愛知 揆二君

長谷山行敏君 高橋進太郎君

鈴木 直人君 石村 幸作君

杉原 荒太君 松本 昇君

入交 太藏君 西川甚五郎君

重宗 雄三君 大野木秀次郎君

小野 義夫君 野田 卯一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

波多野林一君

昭和二十七年六月十三日 参議院會議録第五十一号

黒田 英雄君	小林 英三君
中川 以良君	川村 松助君
宮城タマヨ君	溝口 三郎君
三浦 辰雄君	前田 穰君
堀越 儀郎君	小野 義夫君
野田 卯一君	重宗 雄三君
大野木秀次郎君	入交 太藏君
西川甚五郎君	杉原 荒太君
松本 昇君	鈴木 直人君
石村 幸作君	長谷山行毅君
高橋進太郎君	鈴木 恭一君
愛知 揆一君	安井 謙君
平林 太一君	長島 銀藏君
平沼彌太郎君	竹中 七郎君
有馬 英二君	菊田 七平君
小川 久義君	齋藤 春次君
團 伊能君	滝井治三郎君
池田宇右衛門君	前之園喜一郎君
駒井 藤平君	林屋龜次郎君
油井賢太郎君	北村 一男君
中山 壽彦君	白波瀬米吉君
岩沢 忠恭君	木内 四郎君
栗栖 越夫君	西田 隆男君
大屋 晋三君	泉山 三六君
黒川 武雄君	横尾 龍君
境野 清雄君	大隈 信幸君
木内キヤウ君	谷口弥三郎君
稻垣平太郎君	重盛 壽治君
門田 定藏君	清澤 俊英君
江田 三郎君	小林 孝平君
三橋八次郎君	若木 勝藏君
石原幹市郎君	小酒井義男君
栗山 良夫君	梅津 錦一君
三好 始君	深川タマエ君
荒木正三郎君	内村 清次君
羽生 三七君	紅露 みつ君
石川 清一君	松浦 定義君
松原 一彦君	高田なほ子君
和田 博雄君	山崎 恒君

深川榮左エ門君	岩木 哲夫君
岩男 仁藏君	菊川 孝夫君
河崎 ナツ君	一松 定吉君
堀木 鎌三君	岡村文四郎君
木下 源吾君	金子 洋文君
野蔭 勝君	須藤 五郎君
岩間 正男君	千葉 信君
木村福八郎君	水橋 藤作君
鈴木 清一君	岩崎正三郎君
大野 幸一君	千田 正君
東 隆君	田中 一君
山田 節男君	羽仁 五郎君
矢嶋 三義君	村尾 重雄君
永井純一郎君	吉川末次郎君
カニエ邦彦君	島 清君
池田七郎兵衛君	佐々木良作君
相馬 助治君	山下 義信君
赤松 常子君	小松 正雄君
伊藤 修君	棚橋 小虎君
小泉 秀吉君	波多野 鼎君
原 虎一君	曾根 益君
下條 恭兵君	松浦 清一君
片岡 文重君	
國務大臣	
運輸大臣	村上 義一君
建設大臣	野田 卯一君
國務大臣	周東 英雄君
政府委員	
大蔵主計局長	河野 一之君
運輸大臣官	間嶋大治郎君
房親光部長	柳沢 米吉君
海上保安庁長官	

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四番一丁五五
東京一九〇〇〇〇官報局